

エースクラブ会則

第 1 条「苦小牧ゴルフリゾート 72 エースクラブ会員（本会員）」

- ・本会員は本会則及び苦小牧ゴルフリゾート 72 が定める諸規定を遵守するものとする。
- ・本会員は入会金を支払うことにより、優待料金でプレイできるものとする。
- ・本会員はゴルフクラブ会員ではありません。優先的施設利用権やゴルフクラブ会員の権利を一切有さない。

第 2 条「入会申込み」

- ・入会と同時にまたは 2019 年 5 月 31 日までの初回プレイまでに全納する。
- ・納入した入会金は原則として返還しない。
- ・エースクラブ入会をもって本会則に同意したものとみなす。

第 3 条「期間」

- ・2019 年 4 月 1 日より 2019 年クローズまでとする。
- ・期間満了日をもって本会員の資格は自動的に消滅するものとする。

第 4 条「利用」

- ・施設利用の予約は「予約センター」への直接予約を原則とする。
- ・入会后、個人会員には「会員証」を、法人会員には「利用証」発行します。
- ・施設利用にあたり、個人会員は「会員証」の提示、法人会員は「利用証」の提出を必要とする。

第 5 条「権利の譲渡」

- ・個人会員は第三者に権利を譲渡または貸与することはできない。
- ・法人会員は第三者に権利を貸与することができる。

第 6 条「会員資格の取消し」

- ・下記の事由が生じた場合、苦小牧ゴルフリゾート 72 は会員資格を取消することができる。
その場合、理由の如何を問わず、納入した入会金は原則返還しない。
 1. 本会則及び苦小牧ゴルフリゾート 72 の決定事項に反した場合。
 2. 暴力団及びそれに類する組織の構成員と判明した場合。
 3. エースクラブ及び苦小牧ゴルフリゾート 72 の名誉を著しく毀損または秩序を乱した場合。
 4. エースクラブ及び苦小牧ゴルフリゾート 72 に対して債務の履行を遅延した場合。

第 7 条「個人情報」

- ・入会時等にいただいた個人情報は会員管理、申込み処理及びその他営業並びにマーケティング活動目的に利用致しますのでご了承願います。また、個人情報は個人情報保護法に基づき管理しております。詳細については当社ホームページのプライベートポリシーをご覧ください。